

# 山梨県公報

第一千五百五十三号

平成二十三年

七月二十五日

月 曜 日

## 目次

### 告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)……………四六七

### 公告

落札者の決定について……………四七二

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四七二

駐車料金の収納事務の委託……………四七一

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四七三

## 告示

### 山梨県告示第二百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 土砂災害警戒区域

南部町	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
	本谷			次の図のとおり (図面省略)
小草里				
		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

#### 二 土砂災害特別警戒区域

南部町	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
	本谷			次の図のとおり (図面省略)
小草里				
徳間南又の1				
		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

徳間南又の1

急傾斜地の崩壊

### 山梨県告示第二百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
早川町	雨畑の1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

#### 二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ
------	---------------	---------------------	--------------------------------------

早川町	雨畑の1 2	急傾斜地の崩壊	れる衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)
-----	--------	---------	---------------------------------

山梨県告示第二百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)			
				富士川町	十谷の4 1	急傾斜地の崩壊
				十谷の4 2	急傾斜地の崩壊	
富士川町	十谷の5	急傾斜地の崩壊				

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)			
				富士川町	十谷の4 1	急傾斜地の崩壊
				十谷の4 2	急傾斜地の崩壊	

十谷の5	急傾斜地の崩壊
------	---------

山梨県告示第二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)			
				身延町	上田原の1	急傾斜地の崩壊
				上田原の2	急傾斜地の崩壊	
				日影西の沢の1	急傾斜地の崩壊	
				日影西の沢の2	急傾斜地の崩壊	
				一色蛭橋の2	急傾斜地の崩壊	
				一色蛭橋の1	急傾斜地の崩壊	
				和平の1	急傾斜地の崩壊	
				和平の2	急傾斜地の崩壊	
				和平の3	急傾斜地の崩壊	
				和平の4	急傾斜地の崩壊	

新田 1	根子	根子の2	根子	中川原	中川原の2	五軒屋	二軒屋	沢	中之倉の3の2	中之倉の3の1	釜額の3	有明寺の2	有明寺の1	岩欠の3の2	岩欠の3の1	妙円寺の2	和平の5	和平の6
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上田原沢の1	三ツ沢の2	三ツ沢の1	根子沢	西沢川	蔵屋敷川	中河原川	三ツ沢 2	三ツ沢 1	八坂 3	八坂 2	八坂 1	音無 2	音無 1	日影	夏作	新田 4	新田 3	新田 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大炊平沢の1	岩欠沢の1	岩欠沢の2	岩欠沢の3	岩欠沢の4	岩欠沢の5	釜額沢の1	西嶋沢の1	切石沢の1	一色沢の1	一色沢の2	北川沢の1	古屋敷の1	古屋敷の2	古屋敷の3	古屋敷の4	古屋敷の5	古屋敷の6	和田の1	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

身延町													市町村名		田之上		和田 2	
妙円寺の2	和平の5	和平の6	和平の4	和平の3	和平の2	和平の1	一色壺橋の1	一色壺橋の2	日影西の沢の2	日影西の沢の1	上田原の2	上田原の1	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	地滑り	地滑り		
急傾斜地の崩壊													土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)					

新田 4	新田 3	新田 2	新田 1	根子	根子の2	根子	中川原	中川原の2	五軒屋	二軒屋	沢	中之倉の3の2	中之倉の3の1	釜額の3	有明寺の2	有明寺の1	岩欠の3の2	岩欠の3の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

岩欠沢の2	岩欠沢の1	大炊平沢の1	上田原沢の1	三ツ沢の2	三ツ沢の1	根子沢	西沢川	蔵屋敷川	中河原川	三ツ沢 2	三ツ沢 1	八坂 3	八坂 2	八坂 1	音無 2	音無 1	日影	夏作
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

北川沢の1	一色沢の2	一色沢の1	切石沢の1	西嶋沢の1	釜額沢の1	岩欠沢の5	岩欠沢の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

# 公 告

## ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十三年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
インターネット関連機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画県民部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十三年六月六日
- 四 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 落札金額  
三千五百四十万三千四百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十三年四月二十五日

## ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年七月十一日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人想いやりの心と絆の会ウィル
    - 2 代表者の氏名 鷹野一雄
    - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島千九百三十一番地
    - 4 定款に記載された目的
- この法人は、広く一般県民に対して、昭和町及びその近隣地域等ならではの資源を活用した様々なイベントや、学びや体験の機会を提供する各種講座等の企画・開催などを通じて、まちづくりの推進を図る事業を行い、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年七月十二日から同年九月十一日まで

## ● 駐車料金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり駐車料金の収納事務を委託した。  
平成二十三年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方  
甲府市朝氣一丁目一番五号 昭和総合警備保証株式会社
- 二 委託に係る駐車料金  
山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金
- 三 委託の期間

平成二十三年七月十六日から同年八月十六日まで

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第七十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

### 別表第一中

一〇二	甲府市朝気一丁目一番先（市道金手東青沼線と市道桶屋本通り線との交差点）	琢美小西	五九・一一・一五 告示 第五三号
-----	-------------------------------------	------	------------------------

一〇二	甲府市朝気一丁目一番五一号先（市道金手東青沼線と市道桶屋本通り線との交差点）	善誘館小学校 西	平成二十三年七月二十五日 告示第七二号
-----	--	-------------	------------------------

二〇七	甲府市朝気一丁目一番六号先（市道和戸町竜王線）	琢美小学校北	六一・六・二六 告示 第二五号
-----	-------------------------	--------	-----------------------

二〇七	甲府市朝気一丁目一番六六号先（市道和戸町竜王線）	善誘館小学校 北	平成二十三年七月二十五日 告示第七二号
-----	--------------------------	-------------	------------------------

二二五	甲府市朝気一丁目一番三号先（市道相互の変則十字路交差点）	琢美小東	平元・二・九 告示 第三号
-----	------------------------------	------	---------------------

二二五	甲府市朝気一丁目一番三号先（市道相互の変則十字路交差点）	善誘館小学校 東	平成二十三年七月二十五日 告示第七二号
-----	------------------------------	-------------	------------------------

九四	東八代郡芦川村中芦川八三五番地先（県道上芦川上九一色線）	芦川小・中学校 校前	六二・八・一一 告示 第三〇号
----	------------------------------	---------------	-----------------------

九四	笛吹市芦川町中芦川八三五番地先（県道笛吹市川三郷線）	芦川小学校前	平成二十三年七月二十五日 告示第七二号
----	----------------------------	--------	------------------------

一三九	東八代郡一宮町金田一、一四七番地の一先（町道末木坪井線と町道金田塩田線と町道金田北都塚線との十字路交差点）	金田駐在所前	平成二十三年二月二七日 告示第五五号
-----	---	--------	-----------------------

一三九	笛吹市一宮町金田一、一四七番地一先（市道同士の十字路交差点）	金田	平成二十三年七月二十五日 告示第七二号
-----	--------------------------------	----	------------------------

二二	南都留郡道志村八、九八二番地の一先（国道四一三号線と県道都留道志線とのY字路交差点）	唐沢小学校	六一・一一・二〇 告示 第四二号
----	--	-------	------------------------

二二	南都留郡道志村八、九八二番地 一先(国道四一三号と県道都留 道志線との三差路交差点)	やまゆりセン ター西	平成二十三年七月二十五日 告示第七二号
----	--	---------------	------------------------

七三	富士吉田市上吉田三五八一番地 の五先(市道赤坂線と市道との 交差点)	吉田商業高校 北	五九・二・六 告示 第六号
----	--	-------------	------------------

七三	富士吉田市上吉田三、五一九番 地一先(市道同士の十字路交差 点)	ひばりが丘高 校北	平成二十三年七月二十五日 告示第七二号
----	--	--------------	------------------------

に改める。  
別表第四中

九四	市道 南天神 神明線	大月市大月二丁目一番 一〇号先(山口電気) から大月市大月一丁目 八番一先(鈴木理容 店)まで(二〇〇メー トル)	車両 車両進行 西から東 へ 終日	大月 五一・一・三 一 五号
----	------------------	--	-------------------------------	----------------------

九四	削除		大月 平成二十三年七 月二十五日 告示第七二号
----	----	--	-------------------------------

五八二	国道一	都留市井倉五四三番地	車両 車両進行	大月 平成三年一
-----	-----	------------	------------	----------

三九号	先(井倉交差点・北東 側左折導流部)(一一 メートル)	北から南 へ終日	月三十一日 告示第一号
-----	-----------------------------------	-------------	----------------

五八二	国道一 三九号	都留市井倉五四三番地 先(井倉交差点・北東 側左折導流部)(一一 メートル)	車両 車両進行 北から南 へ終日	大月 平成二十三年一 月三十一日 告示第一号
五八三	市道	大月市大月二丁目一番 九号先(大月二丁目交 差点)から大月市大月 一丁目三番一七号(大 月駅西側丁字路交差点 )まで(二四二メー トル)	車両 車両進行 西から東 へ終日	大月 平成二十三年七 月二十五日 告示第七二号

に改める。  
別表第十中

四、一六二	県道 高畑谷 村停車 場線	都留市大幡一、六六二番地先 (前田国男方前交差点)	一 都留 平八・九・九 告示 第三九号
-------	------------------------	------------------------------	---------------------------------

四、一六二	削除		大月 平成二十三年七月 二十五日 告示第七二号
-------	----	--	-------------------------------

四、九六八	県道甲 府玉穂	東八代郡中道町右左口三、一四 三番地先(福島方東側丁字路交 )	一 南甲 府 平成一五年六月 一二日
-------	------------	---------------------------------------	-----------------------------



中道線	差点)		告示第三八号
-----	-----	--	--------

四、九六八	県道甲府中央右左口線	甲府市右左口町三、一四三番地先(十字路交差点)	二府南甲	平成二十三年七月二五日 告示第七二号
-------	------------	-------------------------	------	-----------------------

に改める。  
別表第十六中

三、三六一	市道	都留市中央三丁目一番二五号高部織物南側	都留	五四・一・二五三号
三、三六三	市道	都留市中央三丁目八番一〇号YLO会館西側	都留	五四・一・二五三号

三、三六一	削除		大月	平成二十三年七月二五日 告示第七二号
三、三六三	削除		大月	平成二十三年七月二五日 告示第七二号

一〇、八九〇	市道	甲府市荒川二丁目九三番地の三先(市道愛宕町下条線との交差点・南進車両)	甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----	-------------------------------------	----	---------------------

一〇、八九〇	削除		甲府	平成二十三年七月
--------	----	--	----	----------

				二五日 告示第七二号
--	--	--	--	---------------

一〇、九〇二	町道	南巨摩郡増穂町青柳町八五七番地一先(雇用促進住宅北側・東進車両)	鵜沢	平成一七年二月二一日 告示第七号
一〇、九〇三	町道	南巨摩郡増穂町青柳町一、七五五番地一先(秋山章治方南側・西進車両)	鵜沢	平成一七年二月二一日 告示第七号

一〇、九〇二	削除		鵜沢	平成二十三年七月二五日 告示第七二号
一〇、九〇三	削除		鵜沢	平成二十三年七月二五日 告示第七二号

一一、五七七	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五九二番地一先(十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十三年三月一四日 告示第二九号
--------	----	-----------------------------------	-----	-----------------------

一一、五七七	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五九二番地一先(十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十三年三月一四日 告示第二九号
一一、五七八	市道	大月市大月二丁目三番一七号先(大月駅西側丁字路交差点・北)	大月	平成二十三年七月二五日

一一、五七九	進車両)	告示第七二号
線 山 大月	大月市大月二丁目一四番二二号 先(十字路交差点・西進車両)	告示第七二号
県道金	大月	平成二十三年七月 二五日
		告示第七二号

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番